

## 70歳未満の方用

※70歳以上の方は裏面をご参照ください

# 医療費軽減制度のご案内

～高額療養費制度について～

月々に支払う医療費には年齢と所得に応じ、入院と外来それぞれに「自己負担限度額」が設けられており、どんなにでも手続きをすることにより、限度額までの支払いにすることの出来る制度です。

### 70歳未満の方の自己負担限度額 ・ 手続方法

	1ヶ月あたりの自己負担限度額		
	入院	外来	多数該当
ア 標準報酬月額 83万円以上	252,600円 $+ (\text{医療費}-842,000) \times 1\%$		140,100円
イ 標準報酬月額 53万円～79万円	167,400円 $+ (\text{医療費}-558,000) \times 1\%$		93,000円
ウ 標準報酬月額 28万円～50万円	80,100円 $+ (\text{医療費}-267,000) \times 1\%$		44,400円
エ 標準報酬月額 26万円以下	57,600円		44,400円
オ 住民税非課税	35,400円		24,600円

- ・ 保険者にて限度額認定証を申請し、取得された場合は当院に提出してください。限度額認定証を取得されていない方は、負担割合に応じた医療費を全額お支払いいただくことになります。申請の遅れや保険税の未納などにより、取得が出来なかった方は他制度の使用が出来る場合がありますのでお問合せ下さい。
- ・ 当院での提出先は、入院の方は入退院センター、外来の方は中央会計もしくは各ブロック受付になります。

### 注意点

- ※ 「1ヶ月」とは暦月の1ヶ月であり、入院日からの1ヶ月ではありません。
- ※ 医療費には、食事代、室料、おむつ代、診断書代、自由診療費は含まれません。
- ※ 限度額認定証、食事療養費標準負担減額認定証は申請をした月から使用することが出来ます。ただし、当院へ使用したい月の翌月8日までにご提示いただかなかった場合は、使用いただけませんのでご了承下さい。
- ※ 限度額を超えて支払った額は、数ヵ月後に保険者より返金されます。
- ※ 保険者は健康保険被保険者証（＝医療保険証）の保険者名称に記載されています。
- ※ 多数該当とは、過去1年間において、自己負担限度額の適応が3月以上あったときは、4月目から限度額がさらに引き下げられます。
- ※ 70歳以上未満に関わらず、低所得の方は食事代が減額される場合があります。食事療養費標準負担減額認定証を申請してください。手続き方法・提出先は限度額認定証と同様です。

制度について詳しくお知りになりたい方は会計窓口、または医療福祉相談室にてご相談下さい。

2018. 8. 1 牛久愛和総合病院